



2025年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社マースグループホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 松 波 明 宏
(コード番号6419 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 高 橋 丈 治
電 話 番 号 0 3 — 3 3 5 2 — 8 5 5 5

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様（以下「提案株主」といいます。）より 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 51 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、2025 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 提案株主及び本株主提案の内容

1. 提案株主

株主様 1 名による提案

※提案株主は個人株主様であるため、氏名の開示は控えさせていただきます。

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

① 剰余金処分の件

② 「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示の強化に関する件

(2) 議案の内容及び提案の理由

別紙に記載のとおりです。

形式的な調整を除き、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま記載しております。

なお、②の議案につきましては、下記の通り不適法な提案として本定時株主総会では取り上げないことから、記載を省略しております。

II. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 剰余金処分の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要政策の一つと考えております。長期的な視野に立ち、安定的で継続した企業成長を図るため、財務体質の強化を図りながら、株主の皆様に対しては、経営目標である配当性向 30%を基準に安定的な配当の継続と適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき、安定した配当政策を重要視してきました結果、下表のとおり、当社は目安とする配当性向 30%を大きく超える配当還元を実施しており、過去 10 年間の配当性向は、平均で 44.2%となりました。2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期は、アミューズメント市場の回復や新紙幣改刷の特需を背景に 2 期連続の過去最高業績となったことを受けて一株当たり配当金は、2023 年 3 月期の 70 円から 150 円、195 円（記念配当 50 円含む）と大幅に増配を行うなど、着実に還元を強化してまいりました。また、2026 年 3 月期の一株当たり配当金は、2025 年 5 月 14 日付の「2025 年 3 月期決算短信（連結）」で公表いたしましたとおり、150 円（配当性向 35.5%）を予定しております。

内部留保金につきましては、当社の主要販売先であるパチンコ業界が、規制の影響や市場構造の変化等、先行き不透明な要素が多く、柔軟かつ機動的な経営判断を可能とするため、健全な財務基盤の維持が不可欠であると考えております。この強みを活かして新製品開発やスマート遊技機関連への対応等に対する投資を継続していく方針です。

更には、既存事業であるスマートソリューション関連事業、ホテル・レストラン関連事業の事業拡大や、新規事業の創出を実現するため、M&Aをはじめ、人材の確保や育成、DX投資等、将来における持続的な成長に向けて戦略的投資を進めてまいります。

一方、本株主提案における剰余金の処分につきまして、提案された水準での配当を実施することは、今後の成長投資や経営環境の変化への対応力を損なう恐れがあることから、当社としては妥当ではないと判断しております。

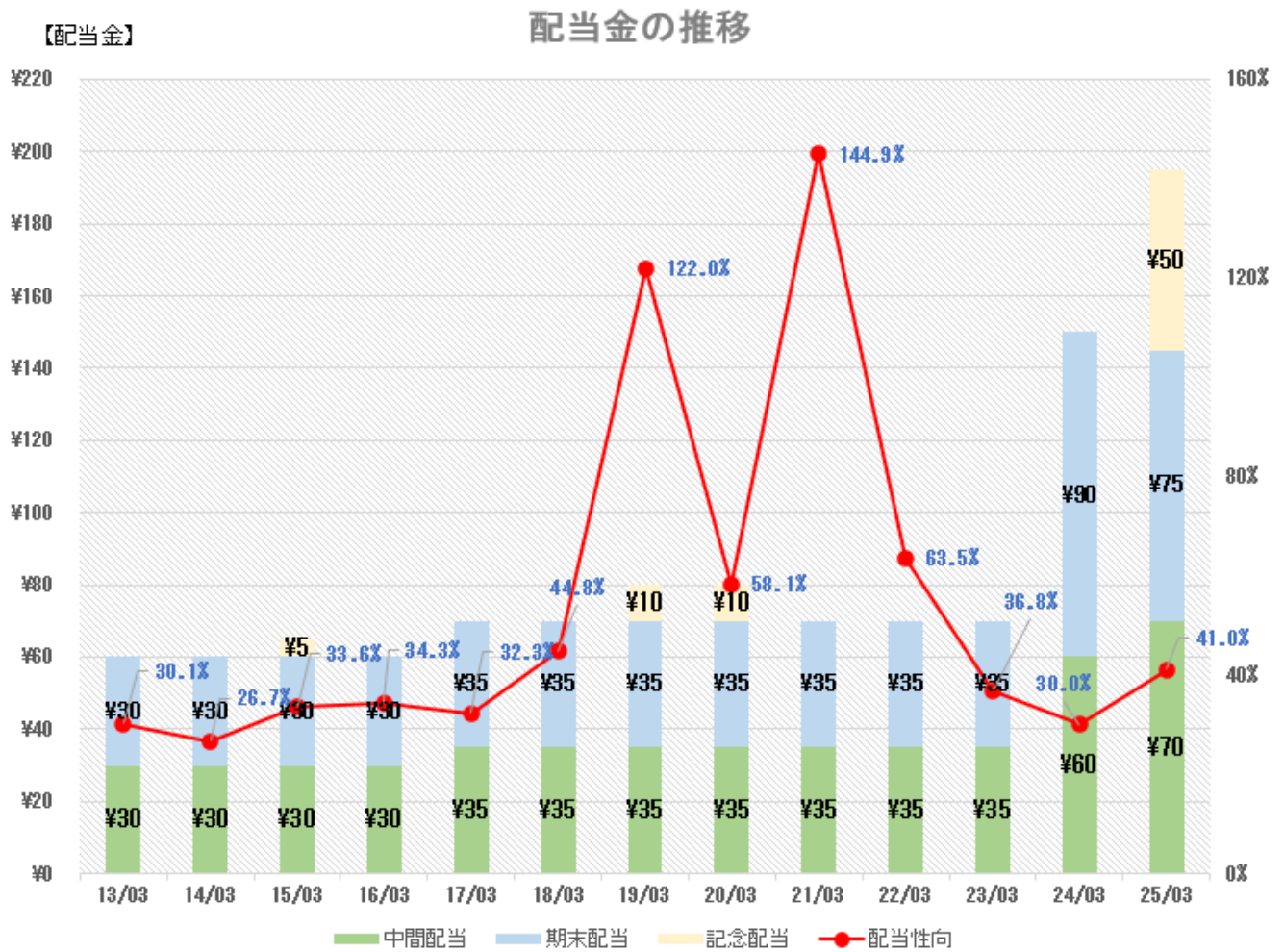
以上の観点から、当取締役会は本株主提案に反対いたします。

2. 「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示の強化に関する件

(1) 当社取締役会の意見

当社の株主総会では、原則として、法令及び定款で定められた事項に限り決議することができ、業務執行の決定権限は取締役会に属しております。本議案は、「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示の強化という業務執行に関するものであり、株主総会の目的事項ではない不適法な提案になりますので、本定時株主総会では取り上げないものとします。

< 当社配当金の推移 >



以上

＜別紙＞本株主提案の内容

形式的な調整を除き、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所を原文のまま記載しております。

1. 提案の内容

(1) 剰余金処分の件

- ・ 配当財産の種類
金銭

- ・ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、88円から、第51回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期の1株当たり純資産の5%から、中間配当120円を控除した金額が88円と異なる場合は、冒頭の88円を、2025年3月期の1株当たり純資産の5%に相当する金額から、中間配当120円を控除した金額に読み替える（1円単位未満は切り捨てとする）。

なお、配当総額は、当社の第51回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

- ・ 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第51回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は第51回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立且つ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 提案の理由

(1) 剰余金処分の件

本提案は、通期における1株配当を、1株当たり純資産の5%（DOE 5%）に相当する金額とすることを企図した議案です。

2023年1月に東京証券取引所から公表された「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」において、継続的にPBR1倍を割れている企業は改善に向けた方針や具体的な取組みが必要との考えが示されています。当社は2023年11月に企業価値向上におけるPBR改善に向けた方針を公表したものの、2025年4月現在においてPBRは0.4倍程度と、株式市場からの評価が低い状況が続いています。

資本効率の面では、一般的な資本コストである8%に対し、当社のROEは過去5年平均で5.4%と低位で推移しています。直近の2023年度では10.2%でしたが、これは改札需要による一過性の押し上げであり、実力ベースでは十分な資本効率があるとは言えません。これは現行の配当性向30%以上を目処とする保守的な方針により、株主価値向上策が不十分なまま純資産が過剰に積み上がっていることに起因しています。

加えて、東証主導で資本効率の向上やPBR1倍割れの改善に向けた市場改革が進む中、国内の主要な機関等投資家は議決権行使の厳格化を進めており、特に過大な金融資産を抱える企業に対しては、剰余金処分や取締役再任に反対する傾向が強まっています。たとえば、ニッセイアセットマネジメント株式会社は、自己資本比率50%以上かつネット金融資産（現金等）が売上高の30%以上、または総資産の20%以上ある企業を、いわゆる過大な現金をため込むキャッシュリッチ企業として、剰余金処分や取締役選任に反対票を投じる方針としています。

この中で、当社は自己資本比率が89%であり、保有する現預金293億円は売上高比で約70%、総資産比で34%に達し、すでに議決権行使基準に抵触する水準にあります。

資本効率が求められる中、純資産を過度に積み増さず、資本効率を意識した規律ある資本政策を掲げることが、上場企業としての責務です。よって、提案株主は、当社の株価評価改善を図るためにも、株主還元水準を引き上げ、配当下限としてのDOEを5%と定め、今期も同水準の配当を行うことを提案いたします。

以上